

2024年2月14日

参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

会議録抄

○鬼木誠君 立憲民主・社民の鬼木誠でございます。

まず、能登半島地震でお亡くなりになった皆さんに心からお悔やみと、被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。また、発災直後から、昼夜を分かたず現地で救助救援、復旧復興に当たっていらっしゃる皆さんの献身的な取組に敬意を表したい。

これまで私たちは多くの災害を経験してきた。これらの経験から学び、改善を加えることで、より良い状況をつくり出したこともたくさんある。ただ、学びながらもまだまだ改善が追い付いていないこともたくさんある。そのことを能登半島地震は浮き彫りにして明らかにしたのではないか。

意識の変化という点を捉えると、私たちは地震の速報に接するたびに、津波の有無、危険性について敏感にその情報を得ようとするようになった。また、もう一つは原子力施設の被災が大丈夫か、発電所は大丈夫か、この二つの思い。東日本大震災の経験、そして教訓を私たちは決して忘れてはならない。この経験や教訓をどう生かすのかということがこのエネルギー政策の議論の根底になければならない。

福島の復旧復興はいまだ道半ば。福島第一原発の事故は決して過去の災害ではなく、現在進行形の災害である。そのことを胸に刻み、エネルギー政策の議論を真摯に行ってまいりたい。

そこで、この能登半島地震で明らかになった、あるいは再認識、再確認をした原子力発電所に関わる課題について、まず幾つかお尋ねをしたい。

この能登半島地震の知見の原子力災害対策指針への反映について、この能登半島地震は最大震度七、非常に大きな揺れが観測をされている。幾つかの断層が百五十キロに及び連動したと言われている。京都大学の防災研究所が発表した解析結果によれば、二つの大きな地震が十三秒差で発生をしたことがマグニチュード七・六という大規模な地震になったという分析もなされている。

今回の地震のメカニズムについてはこれから詳細な研究が進められると思うが、今回のような活断層の連動の在り方、あるいは瞬間的には地震加速度が三千ガル近くになったことなど、まさにこれまでとは想定できないような事態が能登半島で起きたというふうに捉えているところ。

規制委員会として、1月10日に今回の地震の知見を収集するように規制庁に指示を出している。原発の地震、基準地震動との関係、あるいは専門家の研究結果や意見も踏まえてしっかりと分析を行っていただきたい。また、今後の原発の規制や安全対策に反映をしていただきたい。

規制委員会としても同様の問題意識から知見の収集等について指示を出されたものと思うが、山中委員長の認識、見解如何。

○政府特別補佐人（山中伸介君）

1月10日の原子力規制委員会において、原子力規制庁に対して令和六年能登半島地震の知見の収集を行うよう指示を行った。志賀原子力発電所二号機については、現在、敷地及び敷地周辺の断層についての審査を行っているところ。今回の地震による知見を追加的に考慮して、厳正な審査を行ってまいります。

また、他の発電所についても、集められた知見について規制に取り入れる必要があるかどうか、また、必要があるとすればどのように取り入れていくべきかについて原子力規制委員会において議論し、検討、判断していくことになる。

○鬼木誠君

次に、モニタリングポストの不具合について。

志賀原発周辺に設置をされたモニタリングポスト 116 台のうち 18 台が欠損したと報道されている。モニタリングポストの欠測というものは、避難の要否を決める際の判断の材料となる線量の数値が把握できないという事態を生んでしまう。特に原発近くのモニタリングポストが計測不能となると、より深刻な問題が生じる可能性がある、周辺住民にとっては非常に大きな課題、問題だと捉えている。

仮に欠測が発生した場合の手段として、その代替案として航空機やドローンの利用、モニタリングカーの利用等々、山中委員長が記者会見で回答していた。ただ、大きな地震が発生をした際に、本当に航空機とかモニタリングカーを出すことができるだろうか、即応性の課題がある。あるいは道路の状況等の課題がある。かなり厳しい側面があると思うし、操縦士や運転手の方々についても危険が及ぶリスクがある。さらには、いずれの方法も短時間あるいは瞬間の値を計測するということになって、定点的な観測というのは難しいのではないか。

改めて詳細な検討が、モニタリングポストの欠測状況が生じた際の対応の在り方についてなされるものと思うが、今段階での考えを聞かせていただきたい。

○政府特別補佐人（山中伸介君）

石川県及び富山県にはモニタリングポストが 116 局設置されている。通信の不具合等により、最大 18 局で測定が確認できない状況となった。しかし、その後徐々に復旧して、現在は全ての箇所において測定が行える体制に復帰している。

モニタリングポストが欠測した場合には、可搬型モニタリングポストの設置や航空機モニタリングの実施等、代替手段を講じることとしている。今回も可搬型モニタリングポストの設置やドローンを含めた航空機モニタリングの準備を行っていた。その上で、令和六年能登半島地震を踏まえ、新たな通信技術の開発、導入といった通信の信頼性向上や、市販型ドローンに搭載可能な小型測定器の開発、導入など放射線モニタリングの多様化を現在進めているところ。

○鬼木誠君

大きな地震はいつどこで起こるか分からない。であればこそ、技術開発とか代替案というものについてより現実的で実行可能なものをすぐにでも確定していく必要があるので、引き続きの努力をお願いしたい。

次に、変圧器の破損について。

今回の地震で、志賀原発の3系統5回線ある送電線のうち、外部電源を受電する変圧器の故障などにより1系統2回線が使えない状況になっているという報道があった。

志賀原発では原子炉が停止しているので直ちに問題にならなかったと事態を捉えているところ。例えば冷却プール内の燃料が高温である場合に変圧器などの電気系統の全てが故障したらかなり危険な状況になったのではないか。

仮に変圧器の全てが壊れた場合、冷却プールでの燃料の冷却に支障が生じるなど、原発の安全性にどのような影響があるのか。

○政府特別補佐人（山中伸介君）

外部電源は、遠方の他の発電所から電線路等を経由して供給されるもの。長大な電線路等の全てに高い信頼性を確保することは不可能なことから、新規制基準では、全ての外部電源を喪失した場合にも必要な安全機能を維持できるよう対策をとることを求めている。

具体的には、耐震性が確保された非常用ディーゼル発電機により必要な電力を供給できること、さらに、万が一非常用ディーゼル発電機が使用できなくなる場合に備えて、他の発電機や電源車等により事故対処に必要な電力が確保できるようになっていることを審査において確認している。このため、仮に外部の電源が喪失したとしても、原子力発電所の安全確保に影響はないと考えている。

なお、北陸電力志賀原子力発電所では、今回の地震発生直後においても外部電源5回線のうち2回線から受電し、1回線を予備として待機させる体制が維持されており、さらに、非常用ディーゼル発電機は1号機が3台、2号機は2台が待機中、各種電源車についても合計6台が使用可能な状態にある。

○鬼木誠君

福島事故を受けて、電源については、多重化、多様化を図ってきたというものと受け止める。もう一点、この電源の問題で、1月10日の規制委員会の議論の中で、委員から、外部電源を喪失するということは想定されているが、今回のようにサイト内の設備の不具合によって受電ができないということは多分想定していなかったのではないかとというような指摘がされていると聞いている。

電源の多重化、多様化は図ってきたということだが、今回のような事態についても想定された上での検討が加えられてきたのか。

○政府特別補佐人（山中伸介君）

新規制基準においては、外部電源の喪失としては、敷地外での送電トラブルだけでなく、敷地内部での設備の故障によって外部から受電できなくなる場合も当然想定さ

れているところ。

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、重要なことは、外部電源によらずとも原子力発電所の安全機能が維持できるようにすることであると考えている。そのため、新規制基準では、発電所の敷地内で多重性、多様性を確保し、及び独立性を持たせた非常用電源設備を設置することを求めている。今回の志賀原子力発電所でも、外部電源以外にも必要な非常用の電源設備が確保されていたと承知している。

○鬼木誠君

今回の事象については、東日本福島第一原発の事故を踏まえて検討を加えられてきた成果が外部電源の複数、多重化、多様化という点で確保されたものと受け止める。他の原子力発電所においても同様に、しっかりした基準にのっとった安全確認を行っていくことを重ねてお願いしたい。

この志賀原発の変圧器の問題や欠測の問題等について、例えば、この変圧器の配管の破損に伴う、油が流出をした、あるいは電源を喪失したということについて、電力会社が当初発表したものがかなり過小なものだった。報道によると、情報伝達にそごがあったということで後ほど訂正されているが、重大事故時に情報伝達のそごがあった、誤った情報が流布される、拡散されるということになると、本当に危険な状況、厳しい状況になるのではないか。取り返しのない事態を生みかねない、そのことについて指摘をしておきたい。

次に、避難計画に関わって。

原発立地自治体については、原子力災害時の避難計画を策定している志賀町の避難計画を見ると、住民避難の手段として、災害の状況に応じて、主に自家用車を始めとする車両、海上交通手段などが挙げられているところ。

ただ、今回の地震では、住宅の損壊、倒壊、道路の地割れ、隆起、土砂崩れで寸断される、港も使えないという状況になった。実際に原発事故が起こった場合には、計画どおりに避難できていなかったのではないかというふうに思わざるを得ない状況が明らかになった。

本来、私は、各自治体の避難計画については規制庁が審査する必要があるのではないかと思っているところ。今回の地震を踏まえて、志賀町に限らず、他の原発立地自治体においても避難計画の検証あるいは再検討が必要ではないかと思うが、この点について考えがあればお聞かせいただきたい。

○政府参考人（森下泰君）

原発の立地地域ごとに、国と自治体が一緒になって、避難計画を含む地域の緊急時の対応の計画を取りまとめている。そして、取りまとめを行った地域においては、地域の実情を踏まえ、既に大規模な自然災害と原子力災害との複合災害を想定している。

具体的には、避難路を複数経路設定する、そして適宜代替経路を設ける、陸路が制限されるような場合には道路啓開に着手しつつ海路避難や空路避難を考える、また必要に応じて屋内退避をするというようなことで安全を尽くす、さらに、予定どおりい

かないというような場合には、警察、消防、海上保安庁、自衛隊といった実動組織が住民避難の支援を実施するというようなことを計画に取りまとめている。

しかし、原子力防災の備えに終わりはないので、今回の地震を通じて得られた教訓などを踏まえて、原子力防災体制の充実強化を図り、原子力災害対応の実効性向上にしっかりと取り組んでいきたい。

○鬼木誠君

加えて、能登半島地震では、高齢者あるいは障害を持つ方の避難の困難さというものも改めて浮き彫りになった。

自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者については 2013 年の災害対策基本法改正により名簿の作成が市町村の義務とされ、そして、21 年の同法改正で、避難行動要支援者について個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされている。あわせて、この改正時に、自然災害に加えて、原子力災害も想定をした個別避難計画の作成等も行うべきとして、2021 年 6 月、内閣府から関係道府県に対して、「原子力災害に係る個別避難計画の策定等に当たっての留意点について」という通知も発出をされているところ。

21 年 5 月、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針では、優先度の高い避難行動要支援者について、個別避難計画の作成目標としておおむね 5 年程度、2026 年度までに作成に取り組むと掲げられているところだが、昨年 11 月、内閣府防災担当による個別避難計画策定のフォローアップにおいて、全基礎自治体 1741 のうち 1474 団体が策定済み又は一部策定済み。石川県においては、全部策定済みは 1 自治体、一部策定済みが 15 市町村。珠洲、中能登、穴水は今年度中に着手予定と回答がされたと聞いているところ。

そこで、全国の状況について、他の道府県原発立地自治体、そして原発周辺自治体、これらの原子力災害対策重点区域、原発から 5 キロ圏の P A Z、そして、その外側 30 キロ、U P Z の対象自治体での個別避難計画の作成状況について如何。

○政府参考人（森下泰君）

原発立地地域の P A Z、U P Z、5 キロ、30 キロ圏内の自治体は全部で 135 ある。そのうち、個別避難計画の策定状況（令和 5 年 10 月現在）は、策定に着手している市町村は 121 団体、未着手の市町村は 14 団体となっている。

なお、既に緊急時対応を取りまとめた地域については、避難行動要支援者に対して避難行動の支援を行う体制が整備されていて、特に支援者がいない避難行動要支援者については自治体や消防団等が協力して避難行動を支援する体制としている。

○鬼木誠君

あわせて、先ほど紹介した取組指針では、個別避難計画の作成に関する留意事項の一つに、計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要ということが記されている。

この福祉専門職の位置付け、役割は非常に重要と思っている。個別避難計画の作成は急務であるが、留意事項にあるような福祉専門職の参画が困難な自治体もあるのではないかと。このような自治体に対して、計画の作成に関して国としてどのような支援を行っているのか、行ってきたのか。

○政府参考人（上村昇君） 災害対策基本法の改正によりその作成が努力義務化された令和3年度から、個別避難計画の作成に必要な経費について地方交付税措置を講じている。

また、市町村における取組を支援するため、内閣府において、個別避難計画の作成手順などを明示した取組指針や手引を示すとともに、ケアマネジャー等の福祉専門職、また、ほかの協力いただけるような方々の参画を得た取組など優良事例を全国展開するためのモデル事業を実施し、横展開を図っている。また、実際に計画作成の経験がある市町村職員を派遣して、同じ職員の目線から助言を行うということによって計画作りにつなげるサポーター派遣などに取り組んでいる。

今後とも、こうした取組を着実に実施し、関係省庁、また都道府県と連携を図りつつ、市町村の個別避難計画の作成支援に努めてまいります。

○鬼木誠君

自治体単独では難しいところ、事例の報告とか経験した職員の派遣とか、とってもいい取組だと思う。是非強化をいただきたい。

関連して、柏崎刈羽について。

現在、再稼働に向けた住民説明会などが行われているところ、ただ、避難計画について不安がある。大雪による車の立ち往生などが想定されるのではないかと、避難ルートの確保の課題などがもう既に指摘をされている。

新潟県内の個別避難計画の策定状況を見ると、23年度に策定に着手となっている刈羽村も含めて5町村、24年度以降に策定が着手、策定に着手が1市となっており、能登半島地震の実態を踏まえた避難計画の見直し等に着手をすれば、まだまだこれから作業、あるいはこれから見直しをしていく、具体的なものについて再検討を行っていくという考えの自治体もあるのではないかと。

いずれにしても、避難道路の確保、避難計画の策定、そして避難計画の見直し、十分でないところについては再検証した上で見直しを行っていく等々の作業が未達成であれば、地元の皆さんの理解を得るといえるのは困難ではないかと、再稼働を進める環境はまだまだ整っていないのではないかと。この点について見解如何。

○政府参考人（久米孝君）

柏崎刈羽地域については、関係省庁や関係自治体が参加する柏崎刈羽地域原子力防災協議会の枠組みの下、地域の避難計画を含む緊急時対応の取りまとめに向けた検討が進められていると承知している。

地域の避難計画や、個別避難計画の作成に努めるものとされている避難行動要支援

者への対応を含む緊急時対応については、今回の地震を通じて得られた教訓等を踏まえながら、その取りまとめに向けて取り組んでまいる。

その上で、地元の理解を得られるよう、国が前面に立って原子力の必要性や意義、避難行動要支援者への対応を含む原子力防災体制等について丁寧に説明してまいる。

○鬼木誠君

次に、福島第一原発の廃炉について、その作業の進捗状況について。

昨年3月、福島原発一号機へ、ロボットによる調査が行われた。原子炉内部の詳細な状況が初めて映像で明らかになった。そして、原子炉を支えるコンクリート製の台座が著しく損傷しているということも明らかになった。

この問題に対しまして、5月24日の規制委員会で議論がされ、敷地外に放射性物質が飛散するケースも想定をして対策を検討するよう、東電に指示が出された。

規制委員会、この一連の議論の中で、規制委員会の委員から東電の見解は楽観的ではないかというような指摘もあったが、この課題、問題に対します対策、対応がどのように検討され、現状どうなっているのか。

○政府特別補佐人（山中伸介君）

一号機のペDESTALの損傷を踏まえ、原子力規制委員会は昨年5月に、ペDESTALの支持機能が喪失した場合の放射性ダストによる環境への影響及び対策と圧力容器、格納容器への構造上の影響について評価、検討することを東京電力に指示した。

昨年7月には、その評価、検討の結果を受け、ペDESTALの支持機能による、支持機能喪失による環境への放射性ダストの放出の影響は十分に小さいことを確認している。加えて、地震発生時には放射性物質の放出を抑制するために格納容器への窒素封入を停止するという対策が東京電力により取られることも確認している。

また、構造上の影響評価については、昨年10月に原子力規制庁が行った、ペDESTALの損傷により圧力容器等が一体となって転倒し原子炉建屋へ衝突するという極端な仮定の下での評価においても、原子炉建屋全体としての構造健全性は維持できることを確認している。

原子力規制委員会としては、今後、一号機原子炉建屋上部に地震計を設置するなど、原子炉建屋の剛性の変化など健全性を適切に監視していくよう、東京電力に指示しているところ。引き続き、東京電力を厳正に監視、指導してまいる。

○鬼木誠君

東電の見解は楽観的というような指摘が委員会の議論の中でされている。これはあってはならないこと。とりわけ、福島第一原発の廃炉に関わって、東電は絶対に楽天的、楽観的であってはならない。

当時は、事態を過小評価したり不都合な事実から目を背けるようなことがあってはならないと新聞で指摘されている。まさにこのとおりだというふうに思う。

是非、改めて東電にはそのことを肝に銘じていただきたい

検討、対策が遅れば遅れるほど、そして楽観的に事態を捉えれば捉えるほど、そして事を過小に評価すればするほど、重大な事態につながりかねない、その強い危機意識を持って東電には継続した対応をお願いしたい。東電の見解如何。

○参考人（山口裕之君・東京電力ホールディングス）

当社の福島第一原子力発電所の事故により、今もなお地域の皆様、そして広く社会の皆様にも多大なる御心配と御負担をお掛けしていること、改めて心より深くおわび申し上げます。

規制委員会の御指示に基づいて、しっかりと対策をしていきたいと考えている。

一方で、福島第一原子力発電所においては、昨年10月25日に発生した増設ALPS建屋内の配管洗浄作業における協力企業作業員の身体汚染、本年2月7日には敷地内での放射性物質を含む水漏れについて地域や社会の皆様にも御心配をお掛けしており、おわびを申し上げます。

当社としては、廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に進めていくにあたり、リスク低減に向けた安全対策の取組や作業状況等について、地元を始め広く社会の皆様にも御理解を賜れるようしっかりとお伝えし、進めていくことが重要と考えている。

今後、燃料デブリの取り出しを始め、前例のない難しい作業を控えている。決してスケジュールありきではなく、安全最優先で廃炉を進め、地元の皆様の安心につなげてまいりたい

○鬼木誠君

2月7日、福島第一原発汚染水の除染設備の廃液が漏れたという報道がされた。これは、東電が発表したもの。漏れ量は約5.5トンと試算されている。建屋外に漏れ出ている、地中にしみ込んだ可能性もある。昨年10月には、廃液が飛散して作業員2人の方が被曝し、一時入院するという事故があった。それから、昨年8月、処理済みの水を移送するホースに亀裂が入って、何か漏れ出すというようなこともあった。短い期間に繰り返し事故が起こっている。

ALPS処理水の放出期間は30年程度。ただこれは、30年はあくまで目途。廃炉の作業が続く限り汚染水は出続けるので、処理は続けなければならない。逆に言うと、廃炉が長引けば長引くほど海洋放出も長引いてしまうのではないか。

それだけの長期間、本当に安全に作業を続けることができるのか。この間の事故から、かなり疑念を持っている方がいらっしゃるのではないか。

汚染水の処理がしっかりとされると到底思えないとお考えになっている方々に対して、しっかりと説明や考え、御見解というものを是非お示しをいただきたい。

○大臣政務官（吉田宣弘君）

ALPS処理水の海洋放出が開始をされた昨年8月以降、昨年10月25日に洗浄水が作業員に飛散をした身体汚染の事案、昨年12月11日に原子炉建屋での作業で作業員の顔に放射性物質が付着をした事案、今年2月7日に高温焼却炉建屋壁面の排気配

管から法令報告の対象となる水漏れが発生した事案、三件が発生している。

経済産業省としては、福島第一原発の廃炉作業について、東京電力に対し、安全確保に万全を期すとともに、分かりやすい情報発信を徹底していくように指導をしているところ。

いずれの事案もALPS処理水の放出作業とは関係がなく、ALPS処理水の海洋放出については、設備点検や放出する処理水が規制基準を満たすことの確認などのプロセスを経て実施をしており、たとえ今後数十年の長期にわたろうとも、最後の一滴まで、ALPS処理水の処分が完了するまで、政府として全責任を持って取り組むもの。

引き続き、東京電力に対しても、最大限の緊張感を持ってALPS処理水の海洋放出を含む廃炉作業の安全確保に万全を期すよう指導してまいる所存。

○鬼木誠君

政府として全責任を持つというのは当たり前のこと。

その上で、既に起こってしまっている事故ということはあるわけだから、今後事故が絶対に起こらない、起こり得ないというような安心につなげる対応、対策について、しっかり住民の皆さんにお伝えいただくことも重ねてお願いしたい。

もう一点はデブリの取り出しについて。

今年の1月25日、今年3月中に開始をする予定だった計画の延期が発表された。これで三度目の延期となる。ロボットアームの開発、改良に時間が掛かったことで、当初は21年中からの実施となっていたものが、後ろに倒されている状況。計画の信頼性の懸念というのは、実は昨年秋から指摘されていた。

いずれにしても、今回延期になった、3月中に開始する予定だった計画の延期について、その経緯、現状について教えていただきたい。

○政府参考人（湯本啓市君）

東京電力福島第一原発二号機における燃料デブリの試験的取り出しについては、先月から、ロボットアームの投入に必要な貫通孔内の空間を確保すべく堆積物の除去作業を開始したところ。

まずは低圧水を使って除去作業を行っていたが、下部の堆積物あるいはケーブル等が動いていない状況を確認している。また、ロボットアームの開発については、実規模試験の結果から、原子炉格納容器内に設けるアクセスルートの構築に時間を要することが確認されたところ。また、信頼性を向上するための確認試験も予定している。

こうした状況を踏まえ、先月、早期かつ確実に燃料デブリの性状把握を行う目的の下、まずは、過去に使用実績があり貫通孔内の堆積物が完全に除去し切れていなくても投入可能な伸縮式、いわゆるテレスコ式の装置を活用することとした。その着手時期について、遅くとも2024年10月頃を見込むという旨を東京電力から表明した。

燃料デブリの取り出しは技術的に難易度の高い作業であり、安全確保を第一に着実に進めていくことが重要。経済産業省としては、廃炉作業の進捗状況を確認しながら、

安全かつ確実に進めるよう、東京電力を引き続き指導してまいります。

○鬼木誠君

報道では釣りざお状の装置を使ってとされている、新しい工法で今年 10 月というめども示されている。ただ、これについても本当に大丈夫かと捉えている方、たくさんいるのではと率直に思っている。これまで何度も後ろ倒しされてきた。今回もまた三度目の延期がされた。そして、10 月という新しい目標が定められたが、確たる根拠があるものか、希望的な目標程度ではないかと受け止めている方が多いのではないか。

安全性や確実性を最優先すべきであることに異論があるわけではない。ただ、三度目の計画延期という事態が、当初の 21 年からの実施という目標設定そのものが極めて根拠に乏しいものだったのではないかと受け止めにつながっているということは是非受け止めていただきたい。同様に、2051 年の廃炉完了目標についても信頼性に乏しいのではないかと受け止められていることについて是非お伝えしておきたい。

燃料デブリの取り出しは、現時点ではゴールどころかスタートすら見えない状況である。にもかかわらず、51 年の廃炉完了年度については影響がないとしている。それは説得力ないと思わざるを得ない。逆に、不信につながる懸念、危惧を持っている。

その上で、中長期ロードマップの在り方について。中長期ロードマップはずっと後ろ倒しをされていて、年次目標というのが後ろに倒れている。当初示された目標年次が根拠のある年次目標だったのかという信頼性が既に損なわれているのではないか。

改めて、現状の認識に立った上で、単にロードマップに示された年次を後ろに持っていくだけではなく、この間得た知見、それから発災から 10 年以上経過した今日の現状、実情、そして技術的な到達点などを踏まえて、ロードマップの検証や総括を真摯に行い、課題を明らかにしていく、その克服に向けてどう進んでいくのか、そういうことを改めて示していくことが重要ではないか、国民、とりわけ福島の方々に対する誠実な対応ではないか、そして廃炉作業の信頼を回復することにつながるのではないか。このロードマップの再検証あるいは総括について見解如何。

○大臣政務官（吉田宣弘君）

東京電力福島第一原発の廃炉は、世界的にも前例がなく、技術的難易度が高い取組。この点、国が定めた中長期ロードマップに基づき取組を進めているところ。

汚染水対策については、汚染水発生量が一日当たり約九十立方メートルまで低減している。また、使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、三号機及び四号機で完了している。さらに、燃料デブリの取り出しについては、遅くとも 2024 年 10 月頃を見込む二号機での試験的取り出し着手に向け今準備作業を進めているところ。

ただ一方で、現場の状況などにより、燃料デブリの試験的取り出しなどの当初の予定よりも実施が遅れていることも事実。

こうした進捗については、廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会などにおいて地元の方々にも丁寧に説明しており、引き続き、世界の英知を結集しつつ、国も前面に立ち、地域の皆様などへの丁寧な説明も行いながら、安全かつ着実に進めてまいります。